

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：笠原東地区棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

笠原東地区棚田

範囲については別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

棚田景観の保全

- ・棚田の石垣を年に 1 回点検し、災害や老朽化によって壊れそうな石垣、壊れた石垣を修復し、棚田景観と機能の保全を図る。

- ・棚田の石垣と彼岸花の景観を守るため、定期的な草刈りなどの管理作業を行う。

基幹道路沿いの棚田の中心にヒガンバナの定植と管理を行う。

特に 8 月中旬～9 月中旬の畦草刈はヒガンバナの開花と育成に重要であり、集落全体で協力して行う。

- ・基幹道路沿いなどの景観的に重要な棚田は、焚火の森キャンプフィールドの棚田ボランティア体験、企業や大学などのボランティア活動などと連携して石垣の草取り作業を行い、その景観を守る（令和 6 年度 1 回／年→令和 11 年度 5 回／年の実施を目指す）。

棚田の担い手確保

- ・特定非営利活動法人山村塾が中心となって、都市住民などに呼びかけ、棚田保全ボランティア活動を毎月実施する。これまでは山村塾のフィールドに限定していた活動を地域に拡大し、令和 11 年度は新規 10 回を目指す。

- ・上記活動を通じて、草刈機の取り扱いに慣れたボランティアを増やす（新たに令和 11 年度 10 名が定期的な活動をしていることを目指す）。

棚田の生産効率化

- ・棚田の進入路、農道、水路を点検整備し、安全で効率的な作業を行うことを目指す。

とくに機械搬入に危険がある進入路を確認し、新たに毎年 1 か所ずつ整備を進めていく。

- ・新たに共同機械、オペレーター体制の整備を進め、高齢農家の機械作業を地域でサポートする仕組みを構築する（令和 11 年度共同機械 5 台、オペレーター 5 人）。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

棚田での体験学習の推進

- ・子ども達を対象に、棚田での農作業体験や自然体験学習を実施する（年 1 回以上実施）。

農産物の供給の促進

- ・特定非営利活動法人山村塾の笠原棚田米プロジェクトと連携し、棚田米の定期販売体制を充実させる（令和 6 年度 140 俵→令和 11 年度 180 俵の出荷を目指す）。

・焚火の森キャンプフィールド施設内ショップにて棚田米や農産加工品の販売を行う（現状 20 万円程度→令和 11 年度売上目標 120 万円）。

自然環境の保全・活用

・無農薬、減農薬栽培の棚田を増やし、トノサマガエルやゲンゴロウ類などの希少な水生生物の生育環境を守る（令和 11 年度までに拠点 3 か所を新たにつくる）。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

農とアートの取り組みによる関係人口の拡大

・新たに棚田を舞台とした農×アートの取り組みを実施する（年 1 回）。アーティストを招聘し、地域外の人たちと棚田を結びつけるアート活動を創作する。（令和 11 年度までに新たに年間延べ 100 名の関係人口創出を行う。※関係人口は、棚田米等の農産物を年間予約で購入する人やイベントやボランティア活動に複数回訪れる人をカウントすることとする。）

加工所の整備

・集落全体で農産加工・販売に取り組むことを目指し、新たに先進地視察や勉強会を行う（年 1 回）。

・地区内で稼働中の民間事業者（そうざい製造業、漬物製造業）と連携し、集落全体での農産加工・販売を検討する（新たに検討会議実施し、令和 11 年度までに連携体制を構築する）。

棚田米の販売促進

・高品質な棚田米の生産を目指し、新たに粳摺り乾燥施設、色彩選別機、低温貯蔵庫などの共同機械導入を検討する。

・棚田米の販売を増やすため、新たに PR チラシ、ネット販売を検討する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

棚田景観の保全

- ・棚田の石垣の定期点検を実施する。必要に応じて修復作業を行う。
- ・基幹道路沿いの棚田にヒガンバナの定植を行う。
- ・ヒガンバナ保護のため、8 月中旬～9 月中旬の畦草刈りを集落全体で徹底して行う。
- ・景観的に重要な棚田の石垣草取り作業を企業・団体と連携して実施する。

棚田の担い手確保

- ・ 棚田保全ボランティアを毎月実施する（年 10 回）。
- ・ ボランティア向けの草刈機講習を実施する。

棚田の生産効率化

- ・ 棚田の機械進入路の整備を行う。
- ・ 共同機械の整備を行い、作業の安全性向上と高齢者のサポート体制を構築する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

棚田での体験学習の促進

- ・ 子どもを対象とした棚田での農作業体験や自然体験学習を実施する。

棚田での農産物の供給の促進

- ・ NPO 等と連携し棚田米の定期販売を行う。
- ・ 地域内や周辺のショップ（焚火の森キャンプフィールド、えがおの森、産直みちばた等）において棚田米や農産加工品を販売する。

自然環境の保全・活用

- ・ 無農薬・減農薬栽培の棚田を増やす。
- ・ トノサマガエルやゲンゴロウ類などの水生生物の調査・保護を行う。

③棚田を核とした棚田地域の振興

農とアートの取り組みによる関係人口の拡大

- ・ 棚田を舞台とした農×アートの取り組みを実施する。

加工所の整備

田で生産される農作物の 6 次産業化の推進

- ・ 棚田で生産される農作物の活用を目指し、農産加工・販売に関する先進地視察および農産加工・販売の検討会を実施する。

棚田米の販売促進

- ・ 棚田米の販促グッズを整備する。
- ・ 地域内外の祭り（笠原まつり等）で棚田米 PR
- ・ 棚田米を PR するホームページを新たに制作する。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の各自治協議会会員であり中山間直接支払制度参加者についても同様に取り組みを進める。また、地域内で活動する「特定非営利活動法人山村塾」を中心に「奥八女自然楽校」、「九州大学」、企業等と連携した棚田保全活動を実施する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

協議会は、農業者、農業者団体、各地区自治協議会、NPO 等で構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項
特になし